整理番号 工 1 所 管 課 総合政策部情報政策課 契約案件名 | 萩市福栄総合情報センター伝送路移設工事第5号 萩市福栄地域において、中国電力柱の建替えに伴い、萩市伝送路設備 (CATV・インターネット設備)の幹線及び引込線のルート変更を行う ものである。 案件の概要 契約締結日 令和5年12月15日 (所在地) 萩市大字紫福3435 契約の相手方の 所在地及び名称 (名 称)株式会社広域市町村型CATVネットワーク 契約期間又は履行期限 ◆ 令和5年12月18日 ~ 令和6年3月22日 契約金額(稅込) 1.897.500円 指名競争入札において応札者が1者のみであったため入札を中止し、地 方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約を行っ たため。 特命随意契約の理由 随意契約の適用条項 ■地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 備 考

※契約内容についての問い合わせ先は、総合政策部情報政策課です。電話:0838-25-3313

整理番号 工2 所 管 課 総合政策部おいでませ、豊かな暮らし応援課 契約案件名 中山間地域定住促進モデル賃貸住宅建築改修工事 市所有の建物を改修し、定住促進住宅として活用するための建築工事。 案件の概要 契約締結日 令和5年11月8日(変更契約:令和6年2月1日) (所在地)山口県萩市大字川島145番地 契約の相手方の 所在地及び名称 (名 称)有限会社 山根建築 契約期間又は履行期限 令和5年11月8日 ~ 令和6年3月31日 契約金額(稅込) 3.209.800円 指名競争入札において応札者が1者のみであったため入札を中止し、地 方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約を行っ たため。 特命随意契約の理由 随意契約の適用条項 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 考 備

整理番号 工3 所 管 課 市民部環境衛生課 契 約 案 件 名 萩第二浄化センターシーケンサネットワーク修繕 本施設のシーケンサユニットCPUが経年劣化のため故障し、中央制御等 ができない状態となっている。ユニット等が製造中止となり調達できない ことから、全面的に改修を行うものである。 案件の概要 契約締結日 令和6年3月28日 (所在地)山口県下松市葉山2丁目904番31 契約の相手方の 所在地及び名称 (名 称) エースプラント株式会社 契約期間又は履行期限 ◆ 令和6年3月28日 ~ 令和6年11月29日(令和5年度繰越) 契約金額(稅込) 5.720.000円 本業務は、萩第二浄化センター内シーケンサの修繕業務を請け負った実 績から同施設内の各設備の現状をよく把握し、併せてプラントメーカー (三菱化工機株式会社)が有するノウハウを唯一熟知している上記業者に しか、円滑に業務遂行できないため。 特命随意契約の理由 随意契約の適用条項 ■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 考 備

※契約内容についての問い合わせ先は、市民部環境衛生課です。電話:0838-25-3146

整理番号 ⊥4 所 管 課 農林水産部農林水産整備課 契 約 案 件 名 大島漁港機能保全工事(単独) 老朽化している舗装の補修工事等を実施する。 案 件 の 概 要 契約締結日 令和6年1月15日 (所在地)山口県萩市大字東浜崎町149番地3 契約の相手方の 所在地及び名称 (名 称) 黒瀬建設株式会社 契約期間又は履行期限 令和6年1月16日 ~ 令和6年6月28日 契約金額(稅込) 4.334.000円 上記業者は大島漁港機能保全工事(その2)を受注しており、コンクリー ト舗装工事を施工中である。 本工事と同時施工することにより、時価に比して著しく有利となるた め、随意契約を締結するものである。 特命随意契約の理由 随意契約の適用条項 ■地方自治法施行令第167条の2第1項第7号 考 備

※契約内容についての問い合わせ先は、農林水産部農林水産整備課です。電話:0838-25-4193

整理番号 工 5 所 管 課 土木建築部土木課 契約案件名 市道河添住吉線舗装補修工事 既設舗装が老朽化しているため、舗装補修を行う。 施工延長L=47m、舗装工 A=142㎡ 案件の概要 契約締結 日 令和5年11月21日 (所在地) 萩市大字椿東字半田3133番地5 契約の相手方の 所在地及び名称 (名 称)藤本工業株式会社 萩営業所 契約期間又は履行期限 令和5年11月22日 ~ 令和6年1月31日 契約金額(稅込) 1.430.000円 本工事は、水道工務課発注の「浜崎新町地区配水管布設替工事」により 影響を受けた舗装以外で、経年変化による老朽化によって舗装復旧が必要 となった箇所について舗装補修を行う工事である。一次下請として施行中 の相手方と、別業者が重複する施工区域で舗装補修を個々に行うことは困 難であることから、随意契約により工事を実施するものである。 特命随意契約の理由 随意契約の適用条項 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 考 備

※契約内容についての問い合わせ先は、土木建築部土木課です。電話:0838-25-3832